

奈良県立大学教務委員会規程

(目的)

第1条 奈良県立大学の教務に関する事項を審議するため、奈良県立大学教授会規程第8条第1項に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 授業科目の編成に関する事項
- (2) 学生の授業科目の履修及び履修相談に関する事項
- (3) 授業科目の定期試験及び追試験に関する事項
- (4) 他大学との単位互換制度に関する事項
- (5) 科目等履修生及び特別科目等履修生に関する事項
- (6) その他教務に関すること

2 委員会は、前各号に掲げる事項に係る審議の結果について、教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学部長（教務担当）
- (2) 専任教員のうち学長が指名する者 3人以上
- (3) 一般職員のうち事務局長が指名する者 2人以上

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学部長（教務担当）をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は事務局教務・学生課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。